

# 新潟産業大学大学院学則

制定 平成16年3月25日

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 新潟産業大学大学院(以下「大学院」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、高度で専門的な経済学、経営学の理論及び応用の教授研究を通じて、地域経済および地域社会の振興発展に寄与する高度専門職業人、指導的産業人を育成する。また、東アジア諸国・地域が抱える多様な課題についての総合的な理解のうえに、我が国とりわけ地域社会と東アジア諸国・地域との友好的・持続的発展に貢献できる人材を育成する。

### (所在地)

第2条 大学院は、新潟県柏崎市大字軽井川 4730 番地に置く。

## 第2章 研究科、専攻、収容定員、修業年限及び在学年限

### (研究科、専攻)

第3条 大学院に次の研究科及び専攻を置く。

経済学研究科 経済分析・ビジネス専攻

2 経済学研究科は、その基礎を経済学部には置く。

### (課程)

第4条 大学院における課程は、修士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

### (収容定員)

第5条 大学院の収容定員は次のとおりである。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済分析・ビジネス専攻	10名	20名

### (修業年限及び在学年数)

第6条 大学院の修業年限は2年とする。

2 修士課程の在学年数は、4年を超えることができない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、秋学期入学生については、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

(学期)

第8条 学年を2学期に分けて、次のとおりとする。

春学期	4月1日から9月30日まで
秋学期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日
  2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  3. 本学の創立記念日(6月2日)
  4. 夏季休業日 7月25日から9月15日まで
  5. 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
  6. 春季休業日 3月20日から4月4日まで
- 2 学長は、必要ある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は同項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

### 第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科において開設する授業科目及び単位数は、別表(一)に定めるところによる。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位は次の基準による。

1. 講義及び演習については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。
2. 実習及び実技については、毎週2時間15週の講義をもって1単位とする。

(履修方法)

第12条 修士課程の修了の認定に必要な最低単位及び履修方法は、別表(二)に定めるところによる。

(教職課程)

第13条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定により、大学院修了後中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとするものために教職課程を置く。

2 本学大学院において、教職課程の履修により取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	教科
経済学研究科	経済分析・ ビジネス専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民

3 教職課程に関し必要な事項は別に定める。

(教育方法の特例)

第14条 学長は、教育上特別の必要があると認められる場合には、本学大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学が設置する大学院(以下「他の大学院」という。)との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により学生が修得した単位を、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、大学院の修士課程の修了要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 学長は、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修において修得した単位として認定することができる。

(規程への委任)

第17条 前7条に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第5章 課程修了の認定及び学位

(単位の授与)

第18条 授業科目を履修した者には、評価のうえ所定の単位を認定する。

(成績の評価)

第19条 成績評価の評語及び評価点は、S(90点～100点)、A(80点～89点)、B(70点～79点)、C(60点～69点)、D(59点以下)とし、S・A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。

(修士課程の修了)

第20条 修士課程の修了の認定は、修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、修士論文または課題研究レポートの審査に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第21条 前条第1項により修了を認定された者に、学長は修士の学位を授与する。

2 学位及び学位の授与等に関する必要な事項は、別に定める新潟産業大学学位規程による。

## 第6章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要と認めた場合、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第23条 大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 大学を卒業した者
2. 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
4. 文部科学大臣の指定した者
5. 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、大学院が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

6. その他研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第24条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期間内に学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第25条 前条に定める入学志願者には、試験その他の選考を行い、研究科委員会の議を経て、合否を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第26条 前条の選考にもとづき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を添えて、学長に提出するとともに、所定の入学金、授業料その他の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(休学)

第27条 疾病その他の事由により、引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願を学長に提出し、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため特に必要と認められた者については、学長は休学を命ずることができる。

3 学納金を所定の納期までに納付しない者に対し、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第28条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者については、学長の許可を得て、さらに1年を限度として引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第29条 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 復学は学期の始めからとする。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、その事由を明らかにし、退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

1. 在学年数を超えた者
2. 休学期間が満了し復学の見込のない者
3. 授業料その他の学納金の納付を怠り、催促を受けてもなお納付しない者
4. 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(規程への委任)

第32条 前5条に規定するもののほか、休学、復学、退学及び除籍に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第7章 再入学、転入学、転学及び留学

(再入学)

第33条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、選考のうえ学長が許可することができる。この場合には、既に履修した授業科目の全部又は一部について、学長が再履修を命ずることができる。

- 2 除籍された者が再入学を願い出たときは、前項に準ずるものとする。
- 3 再入学を許可された者は、所定の入学金を納付しなければならない。
- 4 再入学の許可は、退学又は除籍後2年以内のものに限って行われる。

(転入学)

第34条 他の大学院から大学院に転入学を志願する者があるときは、定員に余裕がある場合に限り、選考のうえ学長が許可することができる。

- 2 転入学を許可された者の既修得単位等の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(転学)

第35条 大学院から他の大学院に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第36条 外国の大学院等に留学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第6条に定める修業年限に算入する。

(規程への委任)

第37条 前4条に規定するもののほか、再入学、転入学、転学及び留学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第8章 学納金及び入学検定料

(学納金及び入学検定料)

第38条 学納金の種類、金額及び入学検定料は、別表(三)に定めるところによる。

(学納金の納期)

第39条 入学金以外の学納金は、年額を分割して、次の納期に所定額を納付しなければならない。ただし、入学時の学納金は、入学手続に定める指定期日とする。

春季納期 4月1日より4月20日まで

秋季納期 10月1日より10月20日まで

- 2 前項の定めは、年額を一括して入学学期の納期に納付することをさまたげない。
- 3 入学金は、入学手続に定める指定期日に全額を納付しなければならない。

(休学中の授業料)

第40条 休学者については、休学期間中に納期の到来する授業料及び施設設備費を免除する。

- 2 前項により免除される授業料及び施設設備費を既に納付した休学者に対しては、その授業料及び施設設備費を還付する。
- 3 第27条第1項により休学する者は、休学が許可になった日から1週間以内に、つぎの休学在籍料を納付しなければならない。ただし、特別な事情がある場合、休学在籍料を半額減免することができる。この半額減免の許可は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

休学在籍料(休学期間が1学期につき)	20,000円
--------------------	---------

(学納金の還付)

第41条 既納の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、前条第2項の場合を除き、いかなる事情があっても還付しない。ただし、入学手続に定める指定期日までに、返還の申請手続きを行った場合は、授業料及び施設設備資金を還付する。

## 第9章 組 織

(教職員)

第42条 大学院に新潟産業大学専任の教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。

(研究科長)

第43条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科の専任教授をもって充てる。
- 3 研究科長の選考については、学長が別に定める。

(研究科委員会)

第44条 研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する専任教員をもって構成し、研究科長がこれを召集して、その議長となる。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、審議し意見を述べるものとする。
  1. 研究科の教育課程及び授業に関する事項
  2. 研究科の学生の入学、復学、及び除籍に関する事項
  3. 研究科の学生の再入学、転入学に関する事項
  4. 研究科の学生の試験、学位論文の審査、修了及び学位授与に関する事項
  5. 研究科の学生の指導、厚生補導及び賞罰に関する事項
  6. 研究科長の選考に関する事項
- 4 研究科委員会は、学長が決定を行うにあたり、学長及び研究科長の求めにより、次に掲げる事項について、審議し意見を述べるができる。
  1. 研究科の学生の留学、休学、退学、転学に関する事項
  2. その他、学長等が教育研究に関して諮問した事項
  3. 研究科教員の人事に関する事項
- 5 研究科委員会に関する規程は、学長が別に定める。

## 第10章 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があったときは、研究科委員会又は全学教授会の議を経て、学長がこの者を表彰することができる。



(懲戒)

第46条 大学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこの者を懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対し行われる。
  1. 素行不良で改善の見込がないと認められる者
  2. 正当な事由がなくて出席常でない者
  3. 研究意欲がなく、本課程修了の見込がないと認められる者
  4. 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第11章 そ の 他

(科目等履修生及び聴講生)

第47条 本学大学院の学生以外の者が、特定の授業科目について履修することを志望するときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、学長は科目等履修生または聴講生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 3 聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(長期履修学生)

第48条 本学が行う入学試験に合格した者で、職業を有している等の事情により、修業年限及び在学年数を超えて一定期間計画的に本学大学院の教育課程の履修を希望する者があるとき、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、審査の上、学長は長期履修学生として入学を許可することができる。

- 2 長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者については、外国人留学生として試験その他の選考のうえ、学長は入学を許可することができる。

(自己評価・評価)

第50条 大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、第1条の目的を達成するため、教育研究、管理運営等について、自己点検・評価を行う。

- 2 自己点検・評価については、別に定める新潟産業大学自己点検・評価に関する規程による。

(改正)

第51条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第19条の規定にかかわらず、平成25年度以前の入学者の成績評価については、従前の5段階評価(A・B・C・D・E)とする。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。